

目次

- 1 表紙
- 2 福祉の雪事業
- 3 注目情報
- 4 ごみ分別アプリ/古着・こでん回収
- 5 コミュニティ助成事業/ほーっとサロン ほか
- 6～7 ちいきの話
- 8 防災かわら版/くになちだより
- 9 各種コラム/市長ダイアリー
- 10～11 学びの広場/カレンダー
- 12～13 カラー特集
- 市制施行20周年記念事業
- 北秋田市LINE公式アカウント
- 14～15 健康ひろば ほか
- 16～17 暮らし/しごと/市営住宅
- 18～19 各種お知らせ
- 20～21 夜間当番医/慶弔 ほか
- 22～23 20周年記念イベント ほか
- 24 広告

市公式HP・SNS・Yahoo! JAPAN



Facebook Yahoo! JAPAN



人口と世帯数

※8月31日現在の住民基本台帳による

総人口 28,023人(53人減)

男 13,227人(20人減)

女 14,796人(33人減)

出生 7人 転入 26人

死亡 52人 転出 34人

世帯数 13,413世帯(13世帯減)

※人口には外国人住民も含まれます

注目情報

10月19日(土)・20日(日)

第17回北秋田市産業祭を開催します



日時 10月19日(土) 10時～16時

10月20日(日) 9時～15時

会場 鷹巣体育館、サブ体育館、駐車場

☎ 産業政策課商工政策係 ☎62-5360

10月26日(土)・27日(日)

令和6年度北秋田市文化祭を開催します



《北秋田市芸術文化功労賞・奨励賞授与式》

日時 10月26日(土) 10時～10時30分

会場 文化会館

《演示部門》

日時 10月26日(土) 10時30分～16時

10月27日(日) 10時～16時

会場 文化会館

《展示部門》

日時 10月26日(土)～28日(月) 9時～17時(最終日は正午まで)

会場 市民ふれあいプラザ

☎ 文化スポーツ課文化振興係 ☎84-8106



10月26日(土) 19時30分打ち上げ

北秋田市米代川花火大会の開催
～夏を超えて、再びの輝き～

開催中止をお知らせしていた米代川花火大会が、地域の皆さまからの多くの声を受け、若者有志による若手部会を結成し、開催する運びとなりました。地域の皆さまに楽しんでいただけるよう、精一杯準備を進めています。

ぜひご家族やお友達と一緒にお願いします。

日時 10月26日(土) 19時30分打ち上げ

会場 米代川河川緑地

主催 北秋田市米代川花火大会実行委員会 若手部会

☎ 永井電機商会内 ☎63-1381

担当携帯電話 ☎090-7528-5499



雪よせが困難な高齢者等のために、除雪費用の一部を助成します



北秋田市福祉の雪事業

☎ 高齢福祉課高齢福祉係 ☎62-6639 / 合川総合窓口センター ☎78-2112
 森吉総合窓口センター ☎72-3115 / 阿仁総合窓口センター ☎82-2112

利用できる方

身体的に自力での雪よせが困難な非課税世帯で、親族等からの援助(経済的支援含む)を得ることができない、次のいずれかを満たす方

- ①65歳以上の1人暮らしの世帯
- ②65歳以上の高齢者のみの世帯
- ③障がい者(※)のみの世帯、または高齢者と障がい者(もしくは中学生以下の児童)のみの世帯
- ④中学生以下の児童がいるひとり親世帯

(※)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

助成内容

支給限度額 **4万円**(登録業者に支払った、間口・屋根の雪下ろし・排雪にかかる作業料金の8割を助成)
 限度額超過分は全額自己負担になります。

利用のための手続き(提出が必要なもの)

- ①北秋田市冬期生活確保および雪下ろし等事業申請書
- ②振込先口座を確認できるもの(原則、利用者本人名義のもの)
- ③印鑑(自署であれば印鑑不要)

※毎年の申請が必要です。

※申請書類は、高齢福祉課高齢福祉係または各総合窓口センターにてお受け取りください。

※窓口に出向けない方は、お近くの民生委員にご相談ください。

申請期間

10月1日(火)～24日(木)まで

※期間内の申請にご協力ください。

注意事項

- 市の利用決定後に行った除雪費用が助成対象になります。利用決定前の費用は助成対象外です。
- 利用者の居住家屋のみが対象です。入院等で不在の期間や空き家・車庫・物置等の除雪は助成の対象外です。



お早めにお申し込みください!

地域の高齢者のために雪かきをして貢献しませんか? /
『担い手募集』～「福祉の雪事業」事業者登録のお願い～

昨年度は、シルバー人材センターや建設技能組合のほか、38の事業所、3つの自治会、62人の個人登録の方に担い手になっていただきましたが、利用者数に対し担い手の数は不足しています。

そのため、自治会や個人等で、できる範囲で新たな担い手として登録していただける方を募集しています。担い手に登録希望の方は、高齢福祉課高齢福祉係(☎62-6639)までお問い合わせください。

※事業者登録は、随時募集中です。

※毎年度登録が必要となりますので、ご注意ください。

